

議案第8号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

事務分担の一部見直し等に伴い、所要の改正を行う。

2 訓令の概要

- (1) 市町村立学校の非常勤職員のうち、外国語活動支援員の任免は、小中学校課（現行 各教育局）の事務とし、スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員の任免は、いじめ・不登校総合対策センター（現行 各教育局）の事務とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）				
1 一般の事務に関する事務処理権限 略					1 一般の事務に関する事務処理権限 略				
2 教育総務課 略					2 教育総務課 略				
3 小中学校課					3 小中学校課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等		教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免、 服務及 び昇給 等に関 する事 務（市 町村立 学 校 （特別 支援学 校を除 く。） の教職 員（以 下「市 町村立 学校教 職員」 とい う。） に係る ものに 限る。）	1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務					1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務			
	(1) 同法第17条 の規定による職 員（臨時的任用 職員及び外国語 活動支援員以外 の非常勤職員を 除く。）の任命					(1) 同法第17条 の規定による職 員（臨時的任用 職員及び非常勤 職員を除く。） の任命			
	略					略			
	イ <u>校長及び外 国語活動支援 員以外の職員 に係るもの</u>		○			イ 校長以外の 職員に係るも の		○	
	ウ <u>外国語活動 支援員に係る もの</u>				○				
	略					略			
	(6) 同法第29条 第1項の規定に よる懲戒処分	○				(6) 同法第29条 第1項の規定に よる懲戒処分	○		
(7) 同法第55条 の2の規定によ		○			(7) 同法第38条 第1項の規定に よる営利企業等 の従事の許可			○	
					(8) 同法第55条 の2の規定によ		○		

	る職員団体の業務に専ら従事することの許可				
略					

4 特別支援教育課 略

5 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免 等に関する事務	市町村立学校の非常勤職員（スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免				○

6 高等学校課 略

7 文化財課 略

8 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	所 長 等
一 任免 等に関する事務	略				○
	2 市町村立学校の非常勤講師その他の非常勤職員（ <u>外国語活動支援員、スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員を除く。</u> ）の任免				○
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専決権者	
			委任 決裁 権者	

	る職員団体の業務に専ら従事することの許可				
略					

4 特別支援教育課 略

5 高等学校課 略

6 文化財課 略

7 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	所 長 等
一 任免 等に関する事務	略				○
	2 市町村立学校の非常勤講師その他の非常勤職員の任免				○
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専決権者	
			委任 決裁 権者	

		教育 次長 等	課 長 等	課長 等
略				
十一 公	略			
文書に 関する 事務	3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
略				
	(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
略				
	(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
略				
	イ 軽易なもの		○	
	4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
略				
	(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施			
略				
	(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与			
略				

		教育 次長 等	課 長 等	課長 等
略				
十一 公	略			
文書に 関する 事務	3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
略				
	(5) 同法第13条第1項の規定による聴聞の実施			
略				
	(6) 同法第13条第1項の規定による弁明の機会の付与			
略				
	イ 軽易なもの		○	
	(7) 同法第36条の3第3項の規定による処分を求める申出への対応			
	ア 重要なもの	○		
	イ 軽易なもの		○	
	4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務			
略				
	(5) 同条例第13条第1項の規定による聴聞の実施			
略				
	(6) 同条例第13条第1項の規定による弁明の機会の付与			
略				

(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議に関する異議の申出の <u>処理</u>	○			
(9) 同条例第35条の規定による <u>複数の者を対象とする行政指導</u> に共通してその内容となる事項の設定				
略				
イ 軽易なもの			○	
(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての <u>異議の申出の処理</u>	○			
(11) 条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての <u>異議の申出の処理</u>	○			
略				
略				

(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議の <u>処理</u> に関する異議の申出への対応	○			
(9) 同条例第35条の規定による <u>複数の者に対する行政指導</u> に共通してその内容となる事項の設定				
略				
イ 軽易なもの			○	
(10) 同条例第35条の2第3項の規定による行政指導の中止等を求める申出への対応				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(11) 同条例第35条の3第3項の規定による処分又は行政指導を求める申出への対応				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(12) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての申出への対応	○			
(13) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての <u>異議の申出への対応</u>	○			
略				
略				

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。